

いわゆる開門アセス（素案）について

2011年6月10日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

- 1, 本日、農水省から、本年5月末までの公表が予定されていたいわゆる開門アセス（素案）が、遅れながらも、ようやく公表された。

手元に届いた概要版を見る限り、昨年12月6日の福岡高裁開門判決が確定したことの意義が踏まえられておらず、極めて残念で遺憾な内容と言わざるを得ない。

今後、確定した福岡高裁判決に基づく開門義務を国が真摯に履行し、漁民と農民、背後地住民が早期かつ十分な合意を形成していくためには、開門訴訟や開門阻止訴訟が継続している長崎地裁における協議がますます重要になってきた。

- 2, 昨年12月6日の福岡高裁開門判決の確定により、国は2013年（平成24年）12月20日までに潮受堤防南北排水門を開放する義務を負った。

ところが概要版を見る限り、到底、その義務を真摯に履行しようと考えているとは思えない。

第1に、開門判決を履行するためには、開門を求める権利を有するわたしたちの提案に耳を傾けることは最低限の条件のはずである。しかるに、概要版を見る限り、わたしたちの提案を真摯に検討した形跡が伺われない。わたしたちは、この間、裁判の内外において、漁業者の願いである早期開門と、農業・防災への悪影響の不安を一掃するための安全・安心の開門を両立するための方策として段階的開門を提起してきた。概要版では、ケース2として取り上げられているものの、段階的開門は、いきなりの全開門と同列に扱われており、本来の核心部分は正確に検討・評価されていない。わたしたちが提案した段階的開門の核心部分は、第1段階の短期開門調査レベルの開門の準備措置は、仮設ため池による代替農業用水の手当が中心で、その他の準備措置は短期開門調査の際の実績に照らすと数日間で可能であること、本格的な農業用水の確保や防災のための措置は、第1段階の開門を進めながらも可能であり、むしろ第2段階の開門で海水の導入量などを変えながら実測値に基づいて排水門開放に向けての準備を行った方が、より正確に安全・安心の排水門開放を実現できるということであった。こうした開門の進め方が早期開門と安全・安心の開門を両立させる最善の方策であることを、わたしたちは一貫して訴えてきた。

ところが、概要版を見る限り、そうした提案に対する真面目な検討は何もなされていない。

第2に、概要版は、平成23年度いっぱいにかけて環境影響評価法に準拠した手続を進めるとしているので、開門準備工事の着工はそれ以後とならざるをえない。これに対し、環境影響評価法の対象事業でもない開門に、同法に準拠した手続は不要で、無用の手続は早期開門をいたずらに遅延させるものであることを、わたしたちは、福岡高裁判決前から、再三にわたって指摘してきた。福岡高裁判決確定という新たな歴史的段階を踏まえ、権利者であるわたしたちの提案に真摯に耳を傾けるという謙虚な姿勢は、残念ながら、この点でも見るができない。

第3に、概要版では、ケース1からケース3の1, 2までの4つの開門方法について、今後、環境影響評価法に基づく無用の手続を進めようとしている。しかしながら、ケース1とケース3の1, 2は検討の必要はなく、検討対象は段階的開門の開門方法のみで足るはずである。まず、ケース3の1, 2は制限付きの開門しか実施しないというもので、そもそも排水門の開放を命じた福岡高裁判決の履行とは無縁である。ケース1のいきなり全開門は、権利者であるわたしたちでさえ求めておらず、いまや誰

一人としてその実施を求めているものである。不要な開門方法までも検討するという手続には、何らの合理性はない。それは、いたずらに開門を遅らせるものにほかならない。

第4に、概要版では具体的な工事内容が不明であるものの、いきなりの全開門や段階的開門にかかるとされている総額1077億円の費用はわたしたちが高額過ぎると批判してきた農水省主張の従前の工事費よりも更に高額である。福岡高裁判決も従前の工事費に関する国の主張に対しては疑問を投げかけていた。概要版が、いたずらに金と時間のかかる無用の工事を掲げていることは、福岡高裁判決確定によって高まってきた開門の機運に水をさし、現実の開門を未来に押しやってしまうという、農水省の悪意があるのではないかとの危惧さえ覚えざるをえない。

- 3 潮受堤防締め切りから14年が経過し、有明海漁民は累積する被害に苦しんでいる。ある者は漁民としての誇りや生き甲斐を投げ捨てて陸に上がった。ある者は歯を食いしばってがんばったものの、多額の負債を抱え、遂にみずからの命を絶った。漁業を基盤とする地域経済、それを前提としてなりたってきた地域の歴史的文化も崩壊しようとしている。いまや、開門は一日も待てない状況にある。

福岡高裁判決の確定により、漁業被害の元凶が諫早湾干拓事業であることが明らかになった今、開門の遅れは違法状態の継続に他ならない。そのことの重みを国は真面目に受け止めているのだろうか。農水省は、漁民の悲痛な叫びを聞いているのだろうか。

- 4 概要版が示すところは、農水省の開門サボタージュに他ならない。

では、どうしたら、このもつれた糸をほぐすことができるのか。

残念ながら、国任せにしているのは、この紛争の円満な解決は遠のくばかりである。

わたしたちは、真の紛争解決の場は、長崎地裁に継続している関連訴訟での協議でしかありえないと考えている。

現在、長崎地裁には、開門訴訟の2陣、3陣と開門阻止訴訟が継続している。とりわけ、開門阻止訴訟では、開門反対派の人々が原告で、国が被告、わたしたちが参加人と、すべての参加者が一同に介することとなる。これは、話し合いによる円満な解決の絶好の舞台である。開門反対派の人々は、国から、この干拓事業でしか地域の繁栄はないと虚偽の事実をさんざん聞かされてきた人々である。それが虚構にすぎなかったことは、福岡高裁がするどく断罪した。わたしたちは、福岡高裁も是認した農漁共存というスローガンとその現実的な展望は開門反対派の人々にも必ず受け入れられると確信している。

国が、福岡高裁判決の真摯な履行をサボタージュし、他方で、国から翻弄され続けてきた農民や背後地住民が開門阻止訴訟等という前代未聞の訴訟に打って出るといふ異様な事態を収拾する途は、長崎地裁における裁判所を中に挟んでの客観的でオープンな協議以外にはない。

以上